

**2月1日 3軍
15日 1軍
スタート!**

読売巨人軍 那覇キャンプ 2018

8 年目となる読売巨人軍の那覇キャンプが、2月1日から28日まで沖縄セルラースタジアム那覇で行われます。

キャンプ前半は3軍選手から新たなスーパースターを発掘し、後半の1軍キャンプでは開幕スタメンを予想してみよう。15日からはファンサービスイベントやライブステージなどもスタートします。2月は丸ごとジャイアンツ👊

観光課 ☎862・3276

充実のファンサービス

⚾ 打撃練習見学ツアー

選手の打撃練習を球場内から見学できるので迫力満点!
※希望者多数の場合は抽選となります。



ウオーミングアップツアー(年長小学生対象)や、朝のグラウンド体験ツアーもあるよ



※各ツアーは15日からです。天候、練習メニューの都合で中止になる場合があります。

⚾ ジャビットボールパーク



オープン型エア遊具「ジャビットふわふわ」で、ティーバッティングやピッチング体験が楽しめます。
【開催予定日】
17日(土)〜25日(日)
※休養日は除く

選手のサインボールなどが当たるじゃんけん大会も開催します♪
最新情報は「那覇キャンプ」で検索してね



オープン戦チケット販売中

日にち (午後1時プレイボール)

2月24日(土) 巨人ー横浜 DeNA
2月25日(日) 巨人ー広島
入場料(1枚あたりの金額)

特別内野指定席 4000円
内野指定席 2500円
エキサイトシート(指定席) 3400円
内野自由席・外野自由

大人 1800円(当日券2300円)
小学生以下 無料券配布(先着順)

初模合シート(内野指定席)2800円

1枚につき生ビール1杯無料&オリジナル模合帳(1団体ににつき1冊)プレゼント♪
※5〜12枚の団体販売。

店舗販売

ファミリーマート、琉球新報社、沖縄セルラースタジアム那覇 など



小学生以下は全自由席が無料



キャンプスケジュール※下記以外は練習日です。

1日(木)	3軍 キャンプイン
7日(水)	休養日
13日(火)	3軍 キャンプ打ち上げ
15日(木)	1軍 キャンプイン
17日(土)	練習試合 vs 中日ドラゴンズ
18日(日)	練習試合 vs 起亜タイガース (韓国)
19日(月)	休養日
21日(水)	練習試合 vs ヤクルトスワローズ
23日(金)	休養日
24日(土)	オープン戦 巨人 vs 横浜 DeNA
25日(日)	オープン戦 巨人 vs 広島
27日(火)	練習試合 vs SK 와이バーズ (韓国)
28日(水)	キャンプ打ち上げ 帰京

平成30年度 市民税・県民税兼 国民健康保険税の申告について

申告期間

2月16日(金)〜3月15日(木)

※原則、土日は受付できません。2月24日(土)と3月4日(日)は受付します。

申告会場

タイムスビル (2階タイムスギャラリー・3階タイムスホール)



※昨年からの申告会場が変更となっています。ご注意ください。

※本庁舎・各支所では受付できません。

※申告会場(タイムスビル)には専用駐車場がありますので、公共交通機関をご利用ください。なお、車でお越しになる場合は各自で近隣の民間有料駐車場をご利用ください。

※申告のための市役所本庁舎地下駐車場のご利用はできません。

受付時間

午前9時〜午後4時

●期限までに申告がないと、公営住宅の入居、就学援助、保育所の入所等に必要所得証明書などが発行できず不利益をこうむる場合がありますのでご注意ください。

●所得のない方でも国民健康保険加入の方は、保険税などの判定資料となるため申告してください。また、所得証明書の発行、他の行政サービス利用のために申告が必要な場合もあります。

●平成29年度申告から、申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載が必要となりました。

市民税課
☎861・3328

《郵送による申告の受付》

※3月15日(木)当日消印有効です。

●前年中に収入がなかった方、または給与や年金収入のみの方で源泉徴収票や控除の証明書(生命保険料など)の必要書類(すべて原本)が整っている場合のみ、郵送での提出が可能です(添付書類は原則お返ししません)。

●記載内容に不備がある場合や必要書類が同封されていないときは受付ができず、申告書を返送する場合があります。

送付先 〒900-8585
那覇市泉崎一丁目1番1号
那覇市役所 市民税課

※事業・不動産収入などがあつた方は帳簿および領収書の確認があるため郵送受付はできません。会場で申告してください。
※連絡先の電話番号は必ずご記入ください。
※詳しくはお問い合わせください。

●申告受付停止期間

3月16日(金)〜5月31日(木)

新年度の課税準備のため停止します。申告受付の再開は本庁舎(3階③窓口)にて、6月1日(金)からとなります。

要介護・要支援認定を受けているみなさんへ



所得税・住民税が課税されている本人、または本人を扶養している方が所得の申告をする際に、次の証明書を提出することで所得の控除を受け、税が減額される場合があります。証明書の交付に必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。

障害者控除対象者認定書

要介護・要支援認定を受けている65歳以上の方のうち、障害者手帳等の交付を受けていない方に対して、介護認定の内容が税法上の障害者・特別障害者に当てはまる場合に交付します。

成人用おむつ代の医療費控除証明書

おむつ代の医療費控除を受けるのが継続して2年目以降の方に対して、介護認定の際に取得した主治医意見書に「寝たきり」かつ「尿失禁の可能性がある」と記載されている場合に交付します。

■申請・お問い合わせ

チャーがんじゅう課 (認定グループ)
☎861-1274

所得税の確定申告は、e-Tax(イー・タックス)をご利用ください!
e-Taxで確定申告すると...

①源泉徴収票や医療費の領収書などは、内容を入力して送信することにより提出を省略できます。

②還付金を早く受け取ることができます。

※詳細は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)

【お問い合わせ】
那覇税務署個人課税部門
☎867・3101
北那覇税務署個人課税部門
☎877・1324



2月19日(月)に、申告会場で特定健診を実施します。詳しくは5面をご覧ください。

